解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十月三十一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

島根県松江市末次町八六番地

財団法人高井育英会

代表清算人　福島　律子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市和賀町長沼六地割七九番地七三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　菅原　清文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

岩手県北上市大通り一丁目三番一号北上開発ビル二階きたかみイーハトーブ法律事務所　相続財産管理人　安部　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市下永野一〇四八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金山　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

栃木県宇都宮市住吉町一九番一二号

相続財産管理人　司法書士　伊東　一秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市下之城町四三〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　善如寺　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

群馬県高崎市片岡町一丁目一五番四号

相続財産管理人　田島　義康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市小見川三七六番地、最後の住所千葉県香取市虫幡一七四一番地九

被相続人　亡　加藤　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マニュライフプレイス千葉六階Ｂ室　日名子・東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日名子　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市外川町二丁目一〇六〇八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　白土　武司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

千葉県銚子市垣根町一丁目二七七番地

相続財産管理人　櫻井　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区西大井一丁目一六番、最後の住所東京都品川区西大井一丁目一六番四号

被相続人　亡　河野　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野寺良文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区北沢五丁目九番、最後の住所東京都文京区向丘一丁目七番二八号向丘ハウスⅡ三〇八　被相続人　亡　吉田　正三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　荒井　正児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

本籍東京都北区田端二丁目二一四番地、最後の住所東京都北区田端四丁目九番七号

被相続人　亡　小林　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル四階隼あすか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大石　忠生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区北砂五丁目二〇番、最後の住所東京都葛飾区新小岩三丁目二〇番四号第二やまじ荘二〇二

被相続人　亡　小此木みつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県河沼郡会津坂下町字市中四番甲三七五八番地、最後の住所東京都大田区鵜の木三丁目二二番一―一一号

被相続人　亡　磯目ヨシミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

事務所東京都千代田区神田須田町一丁目四番一〇号Ｙ一〇一ビル四階白井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白井　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区天沼三丁目二〇四番地、最後の住所東京都杉並区天沼三丁目一七番二一号ヤマキ荻窪マンション一〇三

被相続人　亡　佐田　雪枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区東玉川二丁目一九三番地、最後の住所東京都大田区大森西一丁目一六番一八号大田区立特別養護老人ホーム大森

被相続人　亡　伊藤　仲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市領家二丁目二〇番地三、最後の住所東京都墨田区京島三丁目一〇番一―六〇三号　被相続人　亡　齋藤　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市万田六六〇番地、最後の住所神奈川県平塚市高根二六二番地の七

被相続人　亡　小澤　正昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月二十二日

神奈川県厚木市泉町一三―六光正ビル五〇一おざわ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小沢　靖志